

## 質疑1 PTAは任意の団体ですか？

(回答)

PTAは任意の団体です。また、会員の規定については花園小学校PTA規則に次のように定められています。

第3章 会員 第4条 本会の会員は花園小学校に在籍する児童の保護者及び学校職員とする。

上記の通り定められているため、今日に至るまで会員に対して改めて入会申込書などの提出は求めておりません。

なお、PTAの理念は、『保護者と教員が学びあうことで教養を高め、成果を家庭・学校・地域に還元すること』『児童生徒の健全な発達に寄与すること』とあります。この理念の元にPTA活動が行われてきました。

こうした理念などを踏まえますと、学校生活における児童の健全な発達に対して、教職員の皆様だけが当事者ではなく、我々保護者も当事者であります。

保護者と教師が協力して家庭と学校と社会における児童の健全な成長を図ることを目的とするPTA活動に今後ともご理解とご協力をお願い申し上げます。

## 質疑2 ヘルメット着用について

(回答)

児童が登下校時に着用が義務付けられているヘルメットについてですが、こちらは深谷市教育委員会の指導になります。そのため、小学校単位・PTAにおいてヘルメットの仕様などについて、自由に変更出来るものではありません。

しかしながら、特に夏期における児童のヘルメット着用については、とても負担が大きいものであると認識し、数年前に深谷市PTA連合会を通じて、ヘルメット着用における意見を提出しております。昨年度より、ヘルメットの仕様が変更されましたが、昨今の猛暑。特に学区の広い花園小学校における児童への負担はまだまだ大きいと考えております。

今後もPTA活動を通じて、深谷市教育委員会に児童の登下校時における安全と暑さ対策を踏まえたヘルメット着用や仕様などに改善を求めていきたいと存じます。

質疑3 水泳授業時の帽子の学年・学級の記入について

(回答)

貴重なご意見をありがとうございます。水泳学習ですので特に安全管理が求められます。安全を第一に考え、検討させていただきますので、ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。